

杉並区荻窪の地域ロゴマーク使用取扱要綱

令和4年7月21日

4 杉並第 22615 号

(目的)

第1条 この要綱は、別表に掲げる荻窪の地域ロゴマーク（荻窪の地域特性及び歴史的背景等を踏まえ作成したロゴマークであって、地域住民の荻窪に対する誇り及び愛着を醸成し、来街者の認知の向上に資するためのものをいい、以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用条件)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においてロゴマークを使用することができる。

- (1) 区の施策に対する良好な効果や区内経済の活性化に寄与するもの
- (2) 区のPRに寄与するもの
- (3) その他区長が適当と認めたもの

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の際の遵守事項)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) この要綱の規定に従い、ロゴマークを使用すること。
- (2) 別に定める荻窪の地域ロゴマークデザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従い、ロゴマークを使用すること。

(使用状況等の報告)

第5条 区長は、必要があると認めるときは、使用者に対しロゴマークの使用状況等について杉並区荻窪の地域ロゴマーク使用状況報告書（第1号様式）により報告をさせ、又は調査することができる。

(使用の中止の申入れ)

第6条 区長は、使用者がロゴマークを使用するに当たり、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、杉並区荻窪の地域ロゴマーク使用中止申入書（第2号様式）により使用の中止を求める。この場合において、使用者は、申入れを受けた日からロゴマークを使用することはできないものとする。

- (1) ロゴマークのイメージや品位を傷つける攻撃的、差別的、性的又は過激な使用と認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 区及び荻窪の信用又は品位を傷つけるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 第三者の利益を害するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれがあるとき。

(6) 不当な利益を上げるために利用されていると認めるとき、又はそのおそれがあるとき。

(7) 使用者がこの要綱の規定に違反していると認められるとき。

(8) ガイドラインに違反していると認められるとき。

(9) その他区長が適当でないと認めるとき。

2 区長は、前項の規定による使用中止の申入れにより使用者に生じた損害について、責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を踏まえ、ロゴマークを使用するものとする。

(1) ロゴマークの著作権は、区が保有していること。

(2) この要綱の規定に基づくロゴマークの使用は、使用者が自己の商標及び意匠に関し、独占したロゴマークの使用に係る権利を付すものでないこと。

(3) ロゴマークを使用した商品及び使用者等について区が推奨を行うものではないこと。

(経費等の負担)

第8条 区は、ロゴマークの使用に当たり、使用者が使用に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第9条 区は、使用者がロゴマークを使用したことに起因する損失補償等について、責任を負わないものとする。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の^か疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全ての責任を負い、区の運営に支障がないよう処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から適用する。

別表（第1条関係）



荻窪の地域ロゴマーク（シンボルマークのみ）



OGIKUBO
荻窪

荻窪の地域ロゴマーク（ロゴタイプ入り 縦組み）



荻窪の地域ロゴマーク（ロゴタイプ入り 横組み）